

交野市国民健康保険の保健指導事業委託事務仕様書

1. 事業名

「生活習慣病及び介護予防における保健指導事業」

2. 目的

国民健康保険加入者の特定健康診査の結果を活用した生活習慣病予防、介護予防にむけた取り組みを実施することにより、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、ひいては被保険者のQOL（生活の質）向上を通じた将来的な医療費適正化を図る。

3. 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4. 委託内容

(1) 業務担当者

- ① 保健指導は、専門職（保健師、管理栄養士もしくは健康運動指導士の免許を所持する者）が行う。
- ② 専門職は保健指導等に関する見解、能力を有するものとし、資格の確認ができること。

(2) 業務内容

- ① 特定健診結果やレセプトデータ等を分析し、対象者の抽出を行いリスト化する。
- ② 生活習慣病と介護予防別に約4か月間、最低でも全5回、保健指導を実施する。
- ③ 体重・血圧・血液検査・体力測定等の値から介入前後の評価を行う。
- ④ 実施結果をとりまとめ、分析の上、報告書を作成する。

(3) 対象者の想定人数

- ① 特定健康診査結果より生活習慣病予防教室対象者の抽出：約1000人
- ② 特定健康診査結果またはフレイルチェックリストより介護予防教室対象者の抽出：約1000人

(4) 実施者の想定人数

- ① 生活習慣病予防教室参加者：約60人
- ② 介護予防教室参加者：約70人

(5) 実施方法

- ⑤ 対象者の抽出方法は市と協議したうえで、特定健康診査結果、フレイルチェックリスト、KDBシステム等を用いて決定する。
- ⑥ 対象者抽出に関する電子データは市から受託者に提供する。
- ⑦ 受託者はデータ提供後速やかに抽出業務を実施し、対象者決定後は市に対象者データを納品すること。
- ⑧ 各クールの支援内容、開催回数は提案事項とする。
- ⑨ 対象者への事業案内は保健指導開始日の1か月前までには発送できるよう準備する。
- ⑩ 受託者にて事業に係る書面（案内文、封筒・返信用封筒、資材、宛名シール等）の用意をし、発送準備等を行う。
- ⑪ 受託者は、対象者に送付する案内文等に受託者の問い合わせ先を記載し、対象者の問い合わせ等に対応することとする。
- ⑫ 利用申込締め切り後、申し込み数が定員に達していなければ、受託者は市が提供するリストに基づき対象者に架電し利用勧奨を実施し、事業の利用に同意した場合は、受託者が送付した利用申込書の提出を促すこと。
- ⑬ 対象者への架電は接触できるまで、日時を変えて、最低3回は発信を行うこと。
- ⑭ 利用勧奨後は対象者毎の架電実施の有無、架電日時、及び参加意思の有無、参加意思が無い場合はその理由を市に報告すること。
- ⑮ 感染症予防対策をとること。
- ⑯ 業務の実施に際しては、施策の内容、実施方法等について適宜市と協議・検討等を行う。
- ⑰ 市と受託者は連携を密にし、市の指導に従うとともに、円滑な事業運営に努める。
- ⑱ 上記に記載のない項目は提案事項とする。

(6) 中間・最終報告に関する事項

- ① 指導やアドバイス内容等に対する回答のフィードバックとして個々に最終報告書を作成し、市へフィードバックする。
- ② 対象者に対するアンケート結果の集計および分析を実施し、次期取り組みへの市への提言を行う。
- ③ 上記報告書に関する記載項目、様式等は、市と協議の上、決定するものとする。
- ④ 報告書は文書（データ納品）のほか、MSoffice（またはcsv形式）で利用可能なデータで、電子媒体に記録して納品すること。
- ⑤ 報告書作成後、市が行う進捗状況等の報告会を行うにあたり、外部機関との調整及び運営に協力するものとする。
- ⑥ 教室等で使用した資料、教材、案内通知等は、ファイリングし、市に1部納品すること。
- ⑦ 2月末までに事業を終了し、3月下旬までに報告を行うこと。また、最終報告以前に実施状況等をまとめた報告書を用い、中間報告会を1回以上行うこと。

(7) 履行場所

- ① 面談に使用する会場は市の施設を利用し、使用料は受託者の委託料に含むものとする。
- ② 訪問による行動変容介入が必要な場合には柔軟に対応するものとする。
- ③ 受託者は公共施設等の使用に際し、教材の搬入等を含む準備、設営から片付け及び原状回復まで、必要な作業を全て行うものとする。

5. 提供するデータ等の取扱いについて

- ① 委託業務で使用する提供データ等の一部または全部の複写複製等を行うことは禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずることとする。
- ② データの提供に当たっては、LGWAN等電子媒体を通じて提供するものとする。
- ③ ②の運用ができない場合は、提供データ等の搬送は、セキュリティ便等、専門輸送サービスを展開する運送業者により行うものとする。
- ④ 委託業務完了後、受託者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを市に引き渡すものとする。但し、受託者は当該データから個人情報情報を削除し、個人を特有的できない状態にした上で、今後の日本における予防医療の発展のため、これを保管、利用することができるものとする。

6. 再委託の原則禁止

受託者は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分（レセプトデータ等の分析、対象者の抽出、行動変容介入）を除く一部の業務について第三者に請け負わせようとする場合は、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲を示した上、事前に委託者の承認を得なければならない。

7. 苦情への対応について

上記事業内容全般に関して、対象者とのやり取りの中でトラブルが発生した場合には、速やかに対応するとともに、市に連絡を入れ、苦情、質問内容について報告する。なお、緊急時に迅速に対応できる社内での体制を整備しているものとする。

8. 実施体制

- ① 大阪府内の市町村から特定保健指導または国保保健事業の受託実績があること。
- ② 担当責任者を配置し、市からの要望に対して真摯に対応すること。
- ③ 市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。
- ④ 損害保険に加入し、事故等の補償を行うこと。

9. 委託料の支払い

- ① 委託料の支払いは、全ての業務が終了後支払うものとする。

- ② 受託者は、作業が完了次第すみやかに市に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。
- ③ 市は受託者が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

10. 情報の保護

- ① 市・受託者の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）
- ② 受託者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

11. 個人情報の保護

- ① 受託者は、本業務の履行にあたり、プライバシーマークの付与認定を受けている者もしくはISMS認証を取得している者でなければならない。
- ② 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- ③ 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守するとともに、別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守する。
- ④ 受託者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

12. その他の特記事項

- ① 過去5年間に、同一種及び類似の業務を地方公共団体から受託した実績があること。
- ② データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- ③ 発送する通知文や使用する教材、実施内容については、事前に市に提出し承認を得ること。
- ④ 市が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- ⑤ 契約後約1か月以内に、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- ⑥ 市が提供する送付先データに関して、受託者はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- ⑦ 災害、台風等の際には、事業が安全に行えるか市とその都度協議を行い実施できないと判断した場合は、別途実施日程の提案を行う。また対象者への連絡は原則受託者が行う。
- ⑧ 委託業務の実施に際して、技術提案の内容をそのまま実施することを確約するものではない。
- ⑨ その他業務に関する事項は市の指示に従うこと。
- ⑩ その他、本仕様書記載事項以外でも有効と思われる提案があれば行うこと。
- ⑪ その他、仕様書に定めのない事項については、市・受託者が協議して決める。

以上